

ALSOK グループ人権方針

ALSOK グループは、「ありがとうの心」と「武士の精神」という 2 つの基本精神を掲げ、サステナビリティ基本方針および本方針に沿い、基本的人権を尊重します。

本方針は、経営理念・経営指針・行動規範である「ALSOK 憲章」に基づき、人権尊重の考え方を具体的に示すものです。ALSOK グループ（ALSOK 株式会社およびグループ会社、関連会社）のすべての役員と社員に適用すると同時に、サプライヤーを含むすべてのビジネスパートナーの皆様にも、本方針に沿った人権尊重への理解と実践を期待します。

基本的人権の尊重

ALSOK グループは、「国際人権章典」、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO（国際労働機関）宣言」の中核的労働基準、「OECD 多国籍企業行動指針」、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に規定された人権を尊重します。また、国連グローバル・コンパクトに署名し、その 10 原則を支持しています。

私たちは、事業活動を行うすべての国や地域の法令を遵守します。万が一、国際的に認められた人権と事業活動を行う国や地域の法令に矛盾がある場合、法令を遵守しつつ、国際的に認められた人権の原則を尊重する方法を追求します。

人権デュー・ディリジェンス

ALSOK グループは、人権デュー・ディリジェンスの実施を通じて、事業活動に関係する人権への負の影響を特定、評価、防止、軽減し、継続的な改善に努めます。

救済・是正

ALSOK グループは、事業活動が人権に対して負の影響を引き起こした、あるいはこれを助長したことが明らかになった場合は、適切な手続きを通じて、その救済・是正に努めます。

対話・協議

ALSOK グループは、人権に対する潜在的および実際の影響への対応について、関連するステークホルダーと対話や協議を行います。

事業活動に関わる人権課題

ALSOK グループは、労働時間・残業に関する事業活動を行う国の法律の遵守、長時間労働の削減に取り組むとともに、結社の自由・団体交渉権の尊重、強制労働・児童労働、人身売買、違法または不正な行為、ハラスメント、雇用と職業における差別を行わないなど、事業活動に関わる人々の人権を尊重し、健全な職場環境を維持することに努めます。

教育・研修

ALSOK グループは、本方針がグループ全体に理解され、定着するよう、すべての役員および社員に対して適切な教育と研修を行います。

報告

ALSOK グループは、人権尊重の取り組みおよび人権デュー・ディリジェンスの進捗状況について、各種報告書やウェブサイト等を通して定期的に報告します。

本方針は、取締役会が監督機能を有している経営会議において、令和5年11月6日に承認されています。

制定日：令和5年11月10日

改訂日：令和8年 6月24日

ALSOK 株式会社

代表取締役 グループ CEO

村井 豪